

## 公開質問状

### 「食用油の原材料について」

質問① 1997年より遺伝子組換え不分別原材料を使用していますか。

■変更なし

□変更あり（                      年より）

質問② 貴社製品原材料の種類と原産国、遺伝子組み換えの分別状況についてお答えください。下記に昨年度の公開質問時の解答が記されています。変更点があれば、お書き添えください。

| J-オイルミルズ商品名 | 原材料名  | 原産国           | 遺伝子組み換え        |
|-------------|-------|---------------|----------------|
| さらさらキャノーラ油  | なたね油  | 主にカナダ、オーストラリア | 分別・ <u>不分別</u> |
| 大豆たっぷりサラダ油  | 大豆油   | 主にアメリカ、ブラジル   | 分別・ <u>不分別</u> |
|             | なたね油  | 主にカナダ、オーストラリア | 分別・ <u>不分別</u> |
| 健康サララ       | 大豆油   | 主にアメリカ、ブラジル   | 分別・ <u>不分別</u> |
| さらさらキャノーラ油  | なたね油  | 主にカナダ、オーストラリア | 分別・ <u>不分別</u> |
| 健康プラス       | ビタミンE | 主にアメリカ、ブラジル   | 分別・ <u>不分別</u> |

質問③ 産地農場から輸出港、輸入港、貴社製造工場までの原材料の管理・輸送方法をお答えください。

回答： 原産国の輸出港から船で日本に入り、弊社工場サイロもしくは委託サイロに入荷します。

質問④ 遺伝子組み換えの原材料を使用している製品に関して、今後、遺伝子組み換えでないものに変更する予定はありますか。予定の有無とともに、時期とその理由をお答えください。

回答： 弊社では遺伝子組み換え不分別の原材料を使用しておりますが、現在のところ変更の予定はありません。

お客様への製品の安定供給を考えると、非遺伝子組換え農産物では油脂原料として安定した数量の確保が困難なためです。

質問⑤ 現在、食用油については遺伝子組み換えに関する表示義務はありません。今後、検査精度の向上によりDNAの検出が可能になった場合、商品本体に表示を行う予定はありますか。

回答： 関係法令に基づいて適正な表示を行います。

質問⑥ 消費者のなかには、遺伝子組み換えでない原材料を求める声もあります。今後、遺伝子組み換えでない原材料の製品を供給するためには、どのような課題があるとお考えですか。

回答： お客様への製品の安定供給を考えると、油脂原料として非遺伝子組換え農産物の安定した数量を確保することが必要と考えます。

質問⑦ 不分別の原材料を輸入される場合、IPハンドリング（分別生産流通管理）を行なわれていますか。行われていない場合、例えば未承認の遺伝子組み換え作物が混入した等、製品に事故があった時、どこでどのように混入したのか、原因究明が必要と思いますが、どのような対策をとられていますか。

回答： 不分別の原材料を輸入する際、IPハンドリングは行っておりません。

弊社では国が承認した作物を輸入しておりますが、仮に未承認の遺伝子組み換え作物の混入が判明した場合、関係省庁と連携して対応いたします。

以上